

事 務 連 絡

平成28年4月25日

一般社団法人京都府建設業協会会長 様

京都府建設交通部都市計画課長

綾部都市計画区域における線引きの廃止について（事前案内）

平素より京都府の都市計画行政の推進に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、本府では、平成28年3月24日（木）に開催しました京都府都市計画審議会の答申を受けて、現在、綾部都市計画区域における線引き（市街化区域と市街化調整区域の区分）の廃止の事務を進めているところです。線引き廃止の概要及び廃止後の土地利用規制等については綾部市ホームページにて御確認いただくとともに、線引き廃止の告示日については、5月頃、京都府公報にも掲載しますので、適宜御確認ください。

また、貴団体におかれましても会員の皆様への周知に御協力いただきますようお願い申し上げます。

- ・ 綾部市ホームページ「綾部都市計画の区域区分（線引き）廃止について」
<http://www.city.ayabe.lg.jp/toshikeikaku/machi/kenchiku/tochikisei.html>
- ・ 京都府ホームページ「京都府公報」
<http://www.pref.kyoto.jp/kouhou/index.html>

<担当>

京都府 建設交通部 都市計画課 計画担当

上坂、柴田

Tel:075-414-5328

28綾都計第1184号
平成28年 4月25日

各 位

綾部市長 山 崎 善 也

綾部都市計画区域の区域区分（線引き）廃止について

春暖の候 ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

日ごろは、綾部市の都市計画行政にご協力をいただきありがとうございます。
さて、綾部都市計画区域の区域区分（線引き）について5月10日に京都府知事により決定告示が行われる見込みとなりましたのでお知らせします。

併せまして、線引き廃止後の土地利用のルールを定める「綾部市特定用途制限地域内における建築物等の用途の制限に関する条例」及び「綾部市まちづくり条例」も5月10日から施行するほか、特定用途制限地域の指定と用途地域の変更も同日告示いたします。

線引き廃止の概要及び廃止後の土地利用規制等については綾部市ホームページにてご確認いただきますようお願いいたします。

また、貴団体におかれましても会員の皆様への周知にご協力いただきますようお願い申し上げます。

・綾部市ホームページ

「綾部都市計画の区域区分（線引き）が廃止になります【平成28年5月10日】」

<http://www.city.ayabe.lg.jp/toshikeikaku/machi/kenchiku/tochikisei.html>

事務局 建設部都市計画課

電話0773-42-4285